

2009年5月13日

VOL. 30

とっとり・グローバルウォッチ

とっとり貿易支援センター情報誌

現地発！台湾月刊レポート 23

健康食品について

健康食品と簡単に言うが、実は、きちんと整理して理解している人は少ない。まず日本で理解し次に台湾市場を理解したい。台湾では、日本以上に健康食品に対する法律が厳しい。しかし逃道もいろいろとある。

「健康食品」とは何ぞや。それは簡単。健康増進に役立つとされる食品、でしょ？辞書にも書いてある。そういう答えが返ってくるだろう。しかしよく考えてみよう。健康になるとは何？あるいは、どういう効能があるの？たとえば、食べて痩せられることは健康なのか？驚くことに日本において「健康食品」という法的なカテゴリーはないのである。考えてみれば「食を摂る」ということは、健康になるため、あえて不健康になるための人は、少ないであろう。



以下、厚生労働省のHPから引用する。

■「健康食品」とは

健康食品と呼ばれるものについては、法律上の定義は無く、広く健康の保持増進に資する食品として販売・利用されるもの全般を指しているものです。そのうち、国の制度としては、国が定めた安全性や有効性に関する基準等を満たした「保健機能食品制度」があります。

※保健機能食品は、いわゆる健康食品のうち、一定の条件を満たした食品を「保健機能食品」と称することを認める表示の制度。国の許可等の有無や食品の目的、機能等の違いによって、「特定保健用食品」と「栄養機能食品」の2つのカテゴリーに分類されます。以下を除いては、食品の持つ効果や機能を根拠なく表示することはできません。

■特定保健用食品

からだの生理学的機能などに影響を与え

る保健機能成分を含む食品で、血圧、血中のコレステロールなどを正常に保つことを助けたり、おなかの調子を整えるのに役立つなどの特定の保健の用途に資する旨を表示するもの。



出所：厚生労働省HP

■栄養機能食品

栄養素（ビタミン・ミネラル）の補給のために利用される食品で、栄養素の機能を表示するもの。

以上、厚生労働省HPより引用。

健康食品と普通の食品との違いは不明確である。しかし、健康ブームの高まりにあわせて健康食品の市場は大きく成長している。しかし健康食品に過度の期待をするあまり、適切な食生活を軽視し逆に健康を損なう例がある。また多数の健康食品の中には、薬事法違反の成分を含

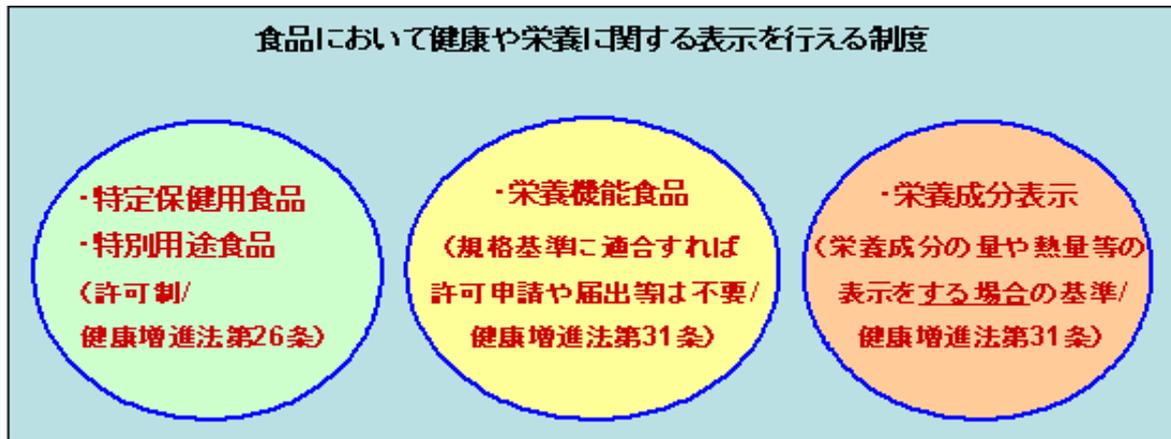
目次

現地発！	P 1
台湾月刊レポート 23	P 2
最新の上海 ～現地レポート～	P 3 14
セミナー参加報告	P 4
ジェットロ鳥取より セミナーのご案内	P 4
貿易相談事例 Q & A	P 5

世界の祝日～6月～

- 韓国 6日 戦没者慰霊日
- フィリピン15日 独立記念日
- ロシア 12日 ロシアの日

出所：ジェットロ通商弘報
「世界の祝祭日2009年版」から



出所：厚生労働省HP

有する商品や違法な効果効能表示する商品がしばしば摘発され、また死亡事故も発生している。

以上Wikiより引用。以上である。

■健康食品関係に対する販売は要注意

あやふやな「健康食品」の概念を捨て、まず日本の定義をよく理解してほしい。実は、台湾もほぼ日本と同じであるからだ。ただし言葉が異なる。この点は、とても重要なので絶対に間違っはいけない。日本「特定保健用食品」≡台湾「健康食品」これらは監督官庁の認可が必要ということだ。2009年現在、日本で特定保健用食品は、849品もあるが、台湾で健康食品は、たったの150品に過ぎない。台湾は、とても厳しいことがわかる。費用も100万元以上(日本円300万円)、期間も3～4年かかるのが普通。この申請を行わず効能をうたった場合は、多額の罰金を科せられる。よって中小企業にとって台湾の「健康食品」を取得することは、まず不可能であろう。ちなみに台湾でも「健康食品」ならびにこれに対する用語の修正追加削除、関連法律改正は頻繁に揺れていることに注意されたい。健康食品関係に対する販売は、十分な注意が必要である。ちなみに「栄養機能食品」に対しては、「健康補助食品」という概念があるが、あまり浸透していないように感じる。

■日本の商品名、日本語パッケージ写真が有効

では台湾で「健康食品」は、人気がないのか。Googleで「健康食品」を検索してみよう。台湾は、100万件。日本の検索結果は、400万件。ちなみに人口比は5倍弱だ。健康に対する意識は、日本と同様以上である。よって日本の厚生労働省が言う「いわゆる健康食品」を台湾で売る場合には、いろいろと工夫がいる。もっとも有効な方法は、効能を「日本の商品名にしてしまう」あるいは、「日本語パッケージ写真を出す」ことらしい。説明で効能をうたっているわけではないので、現段階では、法律



台湾の健康食品マーク
出所：台湾衛生局HP

にはふれならしい。オーソドックスには、皆がよく知っている効能を、使ったり、日本語のHPに誘導したり、BLOGに書かせたり、メディアに書かせたり涙ぐましい努力をしているのが現状だ。

■日本で流行させれば台湾でも流行する

しかし先ほども書いたが、健康に対する関心は、非常に高い。旨くロコミが回れば、多大な利益を得ることも可能だ。以前、納豆エキスを買えないか問い合わせがきた。早朝公園で太極拳やヨガダンスをしている中高年が効くということで、まとめ買いをしたいとの事であった。健康食品ではないが、「バナナダイエット」もまだ台湾では有効だ。つまり日本で、きちんと流行させれば、台湾でも流行する確率が高くなるということだ。常に日本市場を見ているからだ。

実際に、Googleで「健康食品」を検索してみるとトップは、「保健食品、保養品、有機食品、維他命、MACA、膠原蛋白、維骨力、蜂王乳、葡萄子、月見草油、酵素、蜂膠、巴西蘑菇、冬蟲夏草」などの日本でも見られる用語サイトに行き着く。二番目は、「健康食品」関連法律サイト。そして三番目のサイトには、こう書いてある。題が「有効な健康食品を探すには、どうしたらよいか。」「台湾では、健康食品は、法律で厳格に守られていて種類に限られる。よって売り買いが大変に難しい。」「しかし台湾人は、そんなことに関係ない。法律に反しないウマイ形容詞で、トマトや靈芝、西から来たビタミン、東から来た青草茶などの用語を使えば、支持を受けるのだ！」そうである。台湾ニュースキーワードを見ると現在の健康食品キーワードは、「天然食物」。相反するキーワードは、「トランス脂肪酸」、「スナック食品」、「食品添加物」だそうである。

【参考】

厚生労働省の食品HP

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/index.html>

台湾衛生局 健康食品一覧表

<http://food.doh.gov.tw/foodnew/info/InfoHealthFoodList.aspx>

最新上海 ～現地レポート～ 14

中国 食品安全法 6月1日より施行

食の安全に対する目が国内でも厳しくなってきた中国だが、今年2月28日全国人民代表大会常務委員会で「**食品安全法**」が可決し、6月1日からの施行が決定した。この食品安全法に関して、注意すべき項目などを紹介していきたいと思う。

■「**食品安全法**」成立までの流れ

「**食品安全法**」の成立は、2004年安徽省阜陽で劣悪な粉ミルクを飲んだために12人の幼児が犠牲者となった大頭娃娃事件がきっかけだった。ちょうどこの当時「**食品衛生法**（1995年10月30日可決・公布）」を修正・改訂中であったが、その後数年間はいくつかの食品安全にかかわる事故が発生。2007年末、「**食品衛生法**」修正草案が最終的に「**食品安全法**」草案に改訂され、同年12月第10回全国人民代表大会常務委員会で初めて審議された。その後2008年9月、有毒物質メラミン入り添加物が混入され、乳幼児が腎臓結石患者になるという三鹿粉ミルク事件が発生。この結果、食品安全法草案に食品添加物の管理を強化する条例を含めた形での可決・公布となった。

■「**食品安全法**」とは？

本法が施行となるのにあわせて、これまでの「**食品衛生法**」は廃止となるが、まずは本法の特徴を見ていきたいと思う。

① 国務院食品安全委員会の設立

本法では衛生部、農業部、国家質量監督検査検疫総局、工商行政管理総局などの衛生部門の連携を図るため、国務院は食品安全委員会を設立。各衛生部門間の調整の滞りに歯止めをかける。

② 食品安全リスク監視と評価

食品衛生法にはなかった食品安全リスク監視とリスク評価制度を設置。

③ 食品安全国家標準の制定

衛生部で制定された食品安全国家標準と併せ、各種標準を統一化。（※標準とは日本の基準・標準に相当）

④ 食品生産経営について

食品生産経営過程に関する要求を規定。また本法中には危害分析の実施とHACCP（*Hazard Analysis and Critical Control Point*：日本語訳では危害分析重要管理点）の導入を奨励し、食品業界全体の規範化を目指す。

⑤ 食品安全事故の処置

食品安全処置に関して、食品衛生法と比べると内容が多く、職責や処理手順についても明確に規定。

⑥ 法的責任制度

本法第96条・97条では、消費者の損害賠償請求が可能と明記。

このほか、企業の自主回収制度の確立や、食品添加物の強化などが盛り込まれており、これまでの食品安全にかかる事故の教訓が盛り込まれている。

■ 海外からの輸入食品への影響

海外から中国へ輸入している食品企業にとってはどのような影響が出てくるのか。食品安全法のうち、中国への輸出食品について注意しなければならない条文を紹介する。

第62条：輸入する食品、食品添加物及び食品関連製品は中国の食品安全国家標準に符号していなければならない（省略）。

第63条：食品安全国家標準のない食品の輸入もしくは新品目の食品添加物や食品関連製品を輸入する場合、輸入業者は国務院安全衛生行政部門に申請するとともに、関連する安全性評価の資料を提出しなければならない（省略）。

第65条：中国に食品を輸出する輸出業者あるいは代理業者は出入国検査検疫部門へ記録（备案）しなければならない。また中国へ輸出する海外の食品生産企業は出入国検査検疫部門を通じて登記しなければならない。出入国検査検疫部門は登録されてある輸出業者や代理業者、すでに登記されてある海外食品生産企業のリストを定期的に公表しなければならない。

第66条：輸入される包装食品には中国語のラベルと説明書がなければならず、本法および関連法規、行政法規の規定と食品安全国家標準の要求と合致していなければならない。なおラベルには食品の原産地及び国内の代理企業の名称や住所、連絡方法を明記。中国語のラベルや説明書がない場合やラベルと説明書が規定に符合しない場合は輸入することができない。

第67条：輸入業者は食品の輸入と販売記録制度を設置し、食品の名称や規格、数量、製造年月日、製造もしくは輸入コード、品質保持期限、輸出業者、購入者名称および連絡方法、納入日などの記載を事実通り記録しなければならない（省略）。

日系食品企業に話を聞いたところ、現段階では分からないことが多すぎるため、関連業者とのコミュニケーションを図り準備を進めているという。4月下旬「**食品安全法実施条例（草案）**」を発表、5月上旬まで意見聴取を行っている。具体的な対応策は更にさきになるが、実施条例が公布され次第追って報告していきたい。

中国でも小さい子供を持つお母さんたちは食品には特に気を遣い、惜しみなく労力と金銭を使う。日本でも毒入り餃子事件などで中国産食品に対する意識が厳しくなったが、法律が整い、ようやく世界の舞台に立った気がする。中国への食品を輸入しようとする企業にとっては、食品安全法がどのように映るのかわからないが、食の安全意識が高い日本の食品が中国の市場で見られることを期待せずにはいられない。

中国 食品安全法（原文）：

<http://www.sfda.gov.cn/WS01/CL0056/36186.html>

セミナー参加報告

米国レストラン業界に日本食材の販路を見出す！

4月24日(金)東京ビックサイトで開催されたファベックス内にて、セミナー「米国レストランの最新情報」が開催され、米国フードジャーナリストの福家成子氏が講演された。

■ニューヨークのレストラン業界は堅調

この世界的な不景気の中、意外にもニューヨークのレストランビジネスが受けている影響はそれほど大きくないようだ。福家氏によると、ニューヨークには2000軒以上のレストランがあり、2008年にはそのうちの119店が開店し、新たに88店が閉店したそうだ。また、開業後1年で閉店する店が80%あり、このことからいかに競争が厳しいか分かる。

■狙い目はファーストフード

現在は、ピザやハンバーガーに代表されるファーストフード業態が流行っており、その中でも“ヌードルショップ”が人気を集めているそうだ。そのヌードルが、まさに日本のラーメンであり、非常に注目されているという。中には、“ラーメンラウンジ”というオシャレに食べる空間を作り出している店もあり、その客層は若者から中高年まで幅広いという。そして、日本人にはお馴染みのカレーも、ファーストフードとして注目を浴びつつあるそうだ。

■トレンドは健康志向、そして量より質

現在のトレンドは健康志向で、現状ではファーストフード店のみ対象となっているカロリー表示が他の業態でも条例化される予定のようで、福家氏は、「オーガニック(有機)メニューの開発で消費者マインドを捉まえることができるだろう。」と来場者にアドバイスされた。ニューヨークのあるオーガニックスーパーでは、週末はレジが1時間待ちということからも、オーガニックに対する一般の人々の意識が高まりつつあることが分かる。そして、多くの日本人はアメリカ人の食事は量が多いと思っているが、今は量より質の時代で、量が少なくなっている傾向にあるようだ。

■日本食市場の可能性

福家氏によると、全米には日本食レストランが1万軒あり、過去10年で2.25倍に増えた。特にニューヨークでは100~200mに1軒日本食レストランがあるほどで既に打ち止め状態、現在はシカゴで日本食ブームとなっているそうだ。そして、西部はカジュアル、東部は高級志向が好まれる。また、多くの国で少子化が問題となっているがアメリカは若い人口が増えており、市場拡大の予備軍となっていることも有望な開拓先であることを裏付ける。

■求められるのはアイデア

それでは、既に日本食は飽和状態かということ、まだ可能性はたくさんある。福家氏は、「惣菜、デリ、ビュッフェダイニング、定食屋の可能性は大きく、これから人気が出てくるはず。日本のデパ地下のようなものがあればおもしろい。」「調味料(味噌、醤油、米酢、胡麻、昆布、柚子胡椒など)はアメリカ料理に取り入れやすく注目されている。」「出汁をとるのがシェフの間で浸透しつつあり、自分がかつお節を削る人もいる。なので昆布は可能性がありそう。」と、どんな食材でもアイデア次第で可能性があることを説いた。また、アメリカ人シェフは、日本の珍しいものを懸命に探し、如何に和食を自分の料理に取り入れるか考えているので、既にあるものの代替品として紹介すると喜ばれるそうだ。(例：バルサミコ酢の代わりにみりん)

鳥取県は今年、世界経済の中心であり情報発信力のあるニューヨークにおいて、鳥取の美味しく、安心・安全で魅力ある食品をPRし、県内企業へ販路開拓のチャンスを提供することで打って出る「食のみやこ鳥取県」を推進するための商談会、物産展を計画している。福家氏によると、日本の地方にある安価で体によい食材は可能性が高く、鳥取県のイベントをシェフも楽しみにしていると言うから鳥取県の食材がニューヨークで受け入れられることを大いに期待をしたい。

【(財)鳥取県産業振興機構海外支援グループ 早川】

ジェトロ鳥取よりセミナーのご案内

6月に予定されている、境港と韓国、ロシアとを結ぶ定期航路の就航により、山陰と中国東北部、韓国、ロシアとがより早く結ばれることとなり、新たな商機の創出が期待されています。関心の高まる中国東北部およびロシア沿海、韓国に焦点を当て、セミナーを開催します。皆様奮ってご参加ください。

- ◆会場：国際ファミリープラザ2階 ファミリーホール
- ◆日時：5月27日(水) 13:30~16:00
- ◆主催：ジェトロ鳥取、ジェトロ松江
- ◆締切：5月26日(火)
- ◆URL：<http://www.jetro.go.jp/80/events/seminar/20090511720-event>

◆内容：

- 【第1部】「日本海経済圏の形成と中国東北部地区」
講師：藤原弘氏(東京中小企業投資育成(株)国際ビジネスセンター所長、前ジェトロ大連事務所所長)
- 【第2部】「韓国における日本食品市場について」
講師：下笠哲太郎(ジェトロソウルセンター所員)

◆問合せ：

- ジェトロ鳥取
TEL：0857-52-4335/FAX：0857-52-4336
- ジェトロ松江
TEL：0852-27-3121/FAX：0852-22-4196

【ジェトロ鳥取貿易情報センター 蒲田】

貿易相談事例 Q&A

食品を輸入するには注意しましょう

Q. 食品衛生法では添加物の規制はどの様になっていますか？

A. 食品添加物については、以下のような規制があります。

1. 指定

リストに記載されていない天然添加物や、これらを使用した食品を輸入する場合は、厚生労働大臣に当該添加物の指定を要請する必要があります。例外的に、一般に食品として使用される物を添加物として使用するものや、天然香料は、対象外とされています。

2. 規格及び使用基準

輸出国では合法的に使用された食品添加物でも、食

文化・食習慣の違い等によって、日本では許可されない添加物もあり、また輸出国によっては、日本の食品添加物と同一名でも規格の異なるものがあります。輸入する前に、必ず食品衛生法の規格・基準に適合するかを確認する必要があります。

3. 表示

原則として、食品に使用した添加物は、全て表示することが義務付けられています。

◆詳細については、下記へお問合せください。

広島検疫所境出張所

電話：0859-42-3517 FAX：0859-42-3613

日本食品添加物協会

電話：03-3667-8311 FAX：03-3667-2860

【ジェットロ貿易相談デスク 黒住】

とっとり貿易支援センターでは、県内企業の皆様の海外展開ニーズの高まりに対応するため、海外取引・輸出入・実務など、海外ビジネスに関する相談をメールで随時お受けいたします。どんな些細なご質問でもお気軽にどうぞ。

宛 先：鳥取県産業振興機構海外支援グループ

E-mail: kaigai@toriton.or.jp

編集後記

皆様は、今年のゴールデンウィークはどのように過ごされましたか？現在鳥取砂丘で開催されている世界砂像フェスティバルに行った方も多いのではないでしょうか。主催者の目標だった入場者数20万人を早くも突破したことから、その盛況ぶりがうかがえます。

私も近いうちに見に行く予定ですが、世界で活躍する砂の彫刻家10名が作り上げた砂像はテレビの映像でも迫力があり、一見の価値がありそうです。また、会場周辺にはグルメ・バザール・ゾーンが設置され、因幡の食材を使った食べ物などがたくさんあるようなので、これも楽しみの一つです。しかし、気がかりなのはお天気です。せっかくの大作が風雨で傷んでしまわないうちに見に行きたいと思います。【r】

『とっとり・グローバルウォッチ』では、皆様から、内容のご提案や掲載されている情報へのご意見・ご感想をお待ちしております。メールでお気軽にお寄せください。また、受信希望（無料）の方は下記までご連絡ください。

お問い合わせ：（財）鳥取県産業振興機構企業支援部
海外支援グループ（担当：早川）

E-mail: kaigai@toriton.or.jp

TEL: 0857-52-6703 FAX: 0857-52-6782

とっとり貿易支援センター
貿易に関する相談はこちらの窓口へ

【東部窓口】

■（財）鳥取県産業振興機構企業支援部
海外支援グループ
TEL 0857-52-6703

■ジェットロ鳥取貿易情報センター
TEL 0857-52-4335

【西部窓口】

■榊さかいみなど貿易センター
TEL 0859-47-3900

■境港貿易振興会
TEL 0859-47-3905

【その他関係機関】

■境港管理組合港湾管理委員会事務局
TEL 0859-42-3705

■ジェットロ貿易相談デスク
TEL 0859-45-2203